

## 要望書（回答）

### 建設季節労働者の夏期・緊急雇用対策について

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課、都市建設部維持課 担当）

緊急雇用対策事業は、季節労働者を含む離職を余儀なくされた方に対して、短期の雇用、就業機会の創出、提供及び人材育成を図る事業です。

市内の季節労働者数は、令和2（2020）年度は1,167名と10年前の約4割にまで減少し、高齢化も進んでおります。雇用情勢としましては、コロナ禍にあっても、多くの職種で人手不足の状況にあり、中でも建設業は、例年、夏場の有効求人倍率が10倍を超えるなど、人手不足が深刻な業種であると認識しております。

緊急雇用対策事業につきましては、そういった状況や、これまでの経過等を踏まえ、例年一定の予算を計上しているところでございます。

ご提案の歩道等の除草や雨水桝蓋の清掃等は、道路の維持管理上必要なものと認識しておりますが、緊急雇用対策事業の予算計上に当たっては、雇用情勢や地域経済の状況、財政状況、事業の必要性、緊急性等を踏まえ、庁内関係部局と協議し、総合的に判断していく必要があることをご理解願います。